

三重県公報 火、金曜日発行（当日が祝日のときはその翌日） 明治二十五年三月二十六日 第三種郵便物認可

三重県公報

目次

告示	二一
生活保護法による医療機関指定	二一
生活保護法による医療機関廃止	二三
真珠貝区画漁業権免許	二三
真珠貝区画漁業権免許	三三
真珠貝区画漁業権の変更免許	三三
海保保全区域の指定	四一
計量器定期検査施行	四一
庁中事項	四一
叙任及び辞令	四九
公 告	四九
審理公告	五〇
雑 報	五〇
無縁墳墓の改葬について	五〇

第八千七百八十三号

告 示

●三重県告示第四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当する機関に指定した。

昭和三十三年二月五日

三重県知事 田 中 覚

区分	医療機関の名称又は氏名又は住所	医療機関の名称又は住所	指定年月日
一級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
二級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
三級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
四級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
五級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
六級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
七級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
八級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
九級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
十級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
十一級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
十二級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
十三級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
十四級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
十五級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
十六級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
十七級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
十八級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
十九級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
二十級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
二十一級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
二十二級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
二十三級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
二十四級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
二十五級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
二十六級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
二十七級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
二十八級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
二十九級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
三十級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
三十一級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
三十二級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
三十三級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
三十四級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
三十五級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
三十六級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
三十七級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
三十八級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
三十九級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
四十級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
四十一級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
四十二級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
四十三級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
四十四級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
四十五級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
四十六級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
四十七級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
四十八級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
四十九級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
五十級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
五十一級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
五十二級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
五十三級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
五十四級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
五十五級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
五十六級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
五十七級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
五十八級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
五十九級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
六十級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
六十一級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
六十二級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
六十三級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
六十四級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
六十五級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
六十六級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
六十七級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
六十八級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
六十九級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
七十級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
七十一級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
七十二級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
七十三級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
七十四級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
七十五級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
七十六級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
七十七級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
七十八級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
七十九級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
八十級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
八十一級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
八十二級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
八十三級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
八十四級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
八十五級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
八十六級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
八十七級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
八十八級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
八十九級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
九十級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
九十一級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
九十二級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
九十三級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
九十四級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
九十五級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
九十六級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
九十七級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
九十八級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
九十九級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一
一百級	医療法人同徳会	四日市市川原	昭三四、一

昭和三十三年二月五日 金 曜 日

山本医院	黒田 鋭郎	四日市市大字、外科、整形外科、皮膚泌尿器科	昭三四、一
後藤外科	後藤 悦三	四日市市小古外、整形外科、皮膚泌尿器科	昭三四、一九
林 医院	林 重行	熊野市三木島、内科、小児科	昭三四、二六
柳山診療所	星野 稔	津市柳山本通、内科、小児科	昭三四、一
昂中医院	昂中 一衛	伊勢市大湊町、内科、外科、皮膚科	昭三四、一
服部眼科	服部 信行	津市栄町三丁目三八番地、眼科	昭三四、七
玉村医院	玉村 吉弘	尾鷲市大字南、内科、放射線科	昭三四、八
中山医院	中山 敏子	四日市市塩浜、内科、小児科	昭三四、一〇
武田病院	武田 秀雄	四日市市小古内、外科、胃腸科	昭三四、八
森耳鼻咽喉科医院	森 正鶴美	鈴鹿市神戸矢、耳鼻咽喉科	昭三四、一〇
半田産婦人科	半田 忠一	亀山市南崎町、産婦人科	昭三四、九
西田医院	西田 恒男	阿山郡伊賀町、産科、婦人科	昭三四、九
宝田 次郎	宝田 次郎	津市山津興、眼科	昭三四、一

川村眼科	川村 俊郎	四日市市北浜、眼科	昭三四、一
寺尾医院	寺尾 忠夫	西日市市西町、内科、小児科	昭三四、一
市川医院	市川 正彦	四日市市浜田、産科、婦人科	昭三四、一
佐野医院	佐野 進	津市船頭町、内科	昭三四、六
大台厚生会	三重県厚生会連合会	度会郡勢町、内科、小児科、婦人科	昭三四、九
柏崎診療所	長服部光良	七の	昭三四、三

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により指定した次の指定医療機関は、廃止した。

昭和三十五年二月五日

所在地	名称	開設者	廃止年月日
度会郡玉城町田丸	久野医院	久野 虎生	昭三四、三

●三重県告示第四十六号

昭和三十四年十二月九日三重県告示第六百六十二号で公示し

た真珠貝区画漁業権を昭和三十四年十二月二十八日次のように免許した。

昭和三十五年二月五日

三重県知事 田 中 覚

漁業権番号	免許を受けた者の住所	氏名又は名称
志度区 第五六六号	度会郡勢町藤浦一三九番地	藤浦漁業協同組合
志度区 第五六七号	度会郡勢町内瀬浦一〇三六番地	内瀬浦漁業協同組合
志度区 第五六八号	右同	右同

●三重県告示第四十七号

昭和三十四年十二月九日三重県告示第六百六十三号で公示した真珠区画漁業権を昭和三十四年十二月二十八日次のように免許した。

昭和三十五年二月五日

三重県知事 田 中 覚

漁業権番号	免許を受けた者の住所	氏名又は名称
志度区 第二九号	志摩郡志摩町片田四八八九番地	覚田真珠株式会社
志度区 第三七〇号	伊勢市宮後町六五五番地	南勢真珠株式会社

●三重県告示第四十八号

昭和三十四年十二月九日三重県告示第六百六十四号で公示した真珠関係区画漁業権を、昭和三十四年十二月二十八日次のように免許した。

昭和三十五年二月五日

三重県知事 田 中 覚

漁業権番号	免許を受けた者の住所	氏名又は名称
志度区 第一、〇四一号	度会郡勢町宿浦一、一一六番地	宿浦漁業協同組合
志度区 第一、〇四二号	下津浦九	神原漁業協同組合
志度区 第一、〇四三号	四三番地	五ヶ所浦漁業協同組合
志度区 第一、〇四四号	九四四番地	五ヶ所浦漁業協同組合
志度区 第一、〇四五号	二八一番地	中津浜浦漁業協同組合
志度区 第一、〇四六号	二八一番地	中津浜浦漁業協同組合
志度区 第一、〇四七号	三九番地	相賀浦一
志度区 第一、〇四九号	〇番地	度会郡南島町阿曾浦六
志度区 第一、〇五〇号	三六番地	神前浦一

志度区
第一、〇五一号 七番地 方座浦四 方座浦漁業協同組合 外一名
志度区
第一、〇五二号 七番地 方座浦四 方座浦漁業協同組合 外一名
志度区
第一、〇四八号 度会郡南勢町相賀浦一 相賀浦漁業協同組合

◎三重県告示第四十九号

昭和三十三年四月一日免許の真珠只区画漁業権の変更を昭和
三十四年十二月二十八日次のように免許した。
昭和三十五年二月五日

三重県知事 田 中 寛
漁業権番号 漁業権者の住所 氏名又は名称
志度区 度会郡南勢町礪浦一三九番地 礪浦漁業協同組合
第五七六号
変更した事項 漁場区域の変更
点の位置

基点1 南勢町礪浦突堤突端
2 右同 後の浦の標柱
点イ 2 から四度一二〇メートルのところ
ロ 1 から一四五度一二〇メートルのところ
漁場区域
ロ、2 間の最大高潮時海岸線と2イ、イ1、1ロの三直線

とによつて囲まれた区域
◎三重県告示第五十号
海岸法(昭和三十一年法律第一百号)第三条第一項の規定に
より、海岸保全区域を次のとおり指定する。
昭和三十五年二月五日

三重県知事 田 中 寛

三重県熊野灘沿岸島嶼勝港港海岸
指定区域

基点1、点101、同102、同103、同104、同105、同106、同
107、同108、基点4、点109、同110、同111、同112、同113
、同114、基点1を順次結んだ線によつて囲まれた区域た
だし、保安林区域を除く。
基点の標示

基点番号	基点の位置
1	字赤島の漁港区域の境界の標柱
2	C 護岸と市場前物揚場との境界でC護岸の護側の天端口の標柱
3	第一助波堤基部で港内側の天端口の標柱
4	字11の漁港区域の境界の標柱

点の標示

基点番号	点の位置
101	基点1から90度50メートルの点
102	字向江372番地の北角の点
103	字中の郷485番地の南角の点
104	字大里237番地の南西角の点
105	字大里214番地の南角の点
106	基点3から180度60メートルの点
107	基点4から190度120メートルの点
108	基点4から230度70メートルの点
109	基点4から45度(漁港区域の本域線1)35メートルの点
110	基点4から125度75メートルの点
111	基点3から75度90メートルの点

112	基点2から370度30メートルの点
113	基点2から310度50メートルの点
114	基点1から268度(漁港区域の本域線1)40メートルの点

三重県熊野灘沿岸島嶼勝港港
指定区域

基点1、点101、同102、同103、同104、同105、同106、同
107、同108、同109、同110、基点6、点111、同112、基点7、
点113、同114、基点8、点115、同116、基点9、点117、同
118、同119、同120、同121、同122、同123、同124、同125、
同126、同127、同128、同129、同130、基点1を順次結んだ
線によつて囲まれた区域

基点の標示

基点番号	基点の位置
1	字武奈島1095の16番地南端の漁港区域の境界の標柱
2	字武奈島と同生原入口との境界線と奥道引木柱域線の併側の境 界線との交点の標柱
3	字生原989番地と同941番地との境界線と奥道引木柱域線の併側 の境界線との交点の標柱

4	字在前915の9番地と前915の10番地との境界線と奥道引本柱城線の陸側の境界線との交点の標柱	106	基点5から235度150メートルの点
5	字向302番地の南端角の標柱	107	基点5から280度100メートルの点
6	字白越485番地の南端角の標柱	108	基点5から70度50メートルの点
7	字中の鼻624の2番地の西端角の標柱	109	基点5から135度250メートルの点
8	字新代大谷652番地の東端角の標柱	110	基点6から60度70メートルの点
9	字新代649番地西端の漁港区域の境界の標柱	111	基点6から255度110メートルの点
点の標示		112	基点7から340度130メートルの点
点の 番号	点の位置	113	基点7から155度180メートルの点
101	基点1から10度50メートルの点	114	基点7から135度380メートルの点
102	基点2から0度30メートルの点	115	基点8から320度190メートルの点
103	基点3から320度50メートルの点	116	基点8から260度270メートルの点
104	基点3から80度130メートルの点	117	基点9から字武奈志1095の16番地を見透した線上(漁港区域の水域線上)80メートルの点
105	基点4から300度50メートルの点	118	基点9から5度90メートルの点

119	基点9から55度200メートルの点	三重県公報第八千七百八十三号	
120	基点9から135度220メートルの点	指定区域	
121	基点8から10度230メートルの点	基点1、点101、同102、同103、同104、基点3、点105、同106、同107、同108、基点1を順次結んだ線によって囲まれた区域	
122	基点7から320度220メートルの点	基点の標示	
123	基点6から320度240メートルの点	基点 番号	点の位置
124	基点6から335度180メートルの点	1	字上井前の漁港区域の境界の標柱
125	基点5から165度170メートルの点	2	字津元574番地の東角の標柱
126	基点4から210度160メートルの点	3	字浜の漁港区域の境界の標柱
127	基点4から285度180メートルの点	点の標示	
128	基点4から285度260メートルの点	点の 番号	点の位置
129	基点2から145度100メートルの点	101	基点1から230度50メートルの点
130	基点1から字新代649番地を見透した線上(漁港区域の水域線上)160メートルの点	102	基点2から170度70メートルの点
		103	基点2から320度80メートルの点

104	基点 3 から310度50メートルの点	4	字ヒノキヤ西里ノ上151の42番地の北東端西角の標柱
105	基点 3 から160度 (瀬港区域の水域線1.) 50メートルの点	点の標示	
106	基点 2 から60度80メートルの点	点の 番号	点 の 位 置
107	基点 2 から100度100メートルの点	101	基点 1 から120度40メートルの点
108	基点 1 から30度 (瀬港区域の水域線1.) 40メートルの点	102	基点 1 から200度80メートルの点
三重県熊野灘沿岸白瀬港沿岸 指定区域		103	字東池ノ奥 7 番地の南角の点
基点 1、点101、同102、同103、線イ、点106、同107、同108、同109、同110、同111、同112、基点 1 を順次結んだ線によつて囲まれた区域ただし、保安林区域を除く。		104	字東池ノ奥20の 1 番地の東角の点
基点の標示		105	基点 4 から330度に引いた線と町道白瀬本道線の陸側の境界線との交点
基点 番号	基 点 の 位 置	106	基点 4 から60度80メートルの点
1	字高浜と字イナ下の境界線と海岸線との境界の標柱	107	基点 3 から75度90メートルの点
2	字東池ノ奥 3 の 2 番地の西角の標柱	108	基点 3 から90度70メートルの点
3	字ヒノキヤ西里ノ上151の 3 番地の南角の標柱	109	基点 3 から99度120メートルの点
		110	基点 2 から290度50メートルの点

111	基点 1 から260度150メートルの点	2	大字大曾根浦66番地の瀬港区域の境界の標柱
112	基点 1 から300度40メートルの点	点の標示	
線の定接		点の 番号	点 の 位 置
イ	点104、同105間の町道白瀬本道線と字東池ノ奥20の 1、同21、同22、同23、同41、字ヒノキヤ郷42、同68、同69、同73の 1、同74、同78、同79、同82の 1、同85、同84の 1、同84の 2、同85、同94、同98の 2、同99、同100、字西ノ里 109、同110の 3、同110の 2、同110の 9、同111、同122、同123の 1、同140の 1、同142、字ヒノキヤ里ノ上143、同143の 1、同149、同150、同151、同152の 1、同151、同155の 1、同155の 4 の各番地との境界線	101	基点 1 から160度に引いた線と海岸道路の陸側の境界線との交点
三重県熊野灘沿岸白瀬港沿岸 指定区域		102	字高浜で199番地地先にある標柱の点
基点 1、線イ、同ロ、同ハ、基点 2、点107、同108、基点 1 を順次結んだ線によつて囲まれた区域		103	字高浜で110の 1 番地地先にある標柱の点
基点の標示		104	東橋で68番地地先にある標柱の点
基点 番号	基 点 の 位 置	105	東橋で66番地地先にある標柱の点
1	大字大曾根浦203番地の瀬港区域の境界の標柱	106	基点 2 から165度に引いた線と海岸道路の陸側の境界線との交点
		107	基点 2 から345度50メートルの点
		108	基点 1 から360度50メートルの点

線の定義

線の番号	線 の 定 義
イ	点101、同102間の海岸道路の陸側の境界線
ロ	点103、同104間の海岸道路と大字大竹根202、同200、同199、同110の1、同109の2、同109の1、同108、同106、同97、同95、同94の1、同86の1、同86、同85、同82の1、同82、同68の2、同68の各番地との境界線
ハ	点105、同106間の海岸道路の陸側の境界線

三重県伊勢湾沿岸新築港海岸

指定区域

基点1、同2、点101、同102、同103、基点3、点104、同105、同106、同107、同108、同109、同110、同111、同112、同113、同114、同115、同116、同117、基点1を順次結んだ線によつて囲まれた区域ただし、河川区域を除く

基点の標示

基点番号	基 点 の 位 置
1	開米橋東端で海に向つて右側の親柱の標柱

2	開米橋西端で海に向つて右側の親柱の標柱、三鈴川右岸堤防と鈴鹿川右岸堤防との境界で三鈴川左岸堤防の陸側の天端肩の標柱
4	三鈴川右岸堤防と物揚場との境界で三鈴川右岸堤防の海側の天端肩の標柱
5	防波堤とB護岸との境界で防波堤の海側の天端肩の標柱

点の標示

点の番号	点 の 位 置
101	基点2から300度25メートルの点
102	基点3から205度50メートルの点
103	基点3から215度30メートルの点
104	基点3から135度50メートルの点
105	基点3から145度55メートルの点
106	基点3から180度100メートルの点
107	基点4から285度85メートルの点
108	基点4から345度35メートルの点

結んだ線によつて囲まれた区域

基点の標示

109	基点5から40度20メートルの点
110	基点5から130度135メートルの点
111	基点1から130度350メートルの点
112	基点1から130度185メートルの点
113	基点4から130度60メートルの点
114	基点4から245度35メートルの点
115	基点4から255度95メートルの点
116	基点1から50度110メートルの点
117	基点1から130度20メートルの点

三重県熊野灘沿岸新築港海岸

指定区域

基点1、点101、同102、同103、同104、同105、同106、同107、同108、同109、同110、同111、同112、同113、同114、同115、同116、同117、同118、同119、同120、同121、同122、同123、線イ、同ロ、同ハ、点128、同129、基点1を順次

基点番号	基 点 の 位 置
1	字築地891番地の南西角の標柱
2	突堤基部で港外側の天端肩の標柱
3	字釜土908の3番地の北西角の標柱
4	字里190の10番地の北西角の標柱
5	字奥出817の2番地の南突端角の標柱
6	字福羅21の36番地の北西角の標柱
7	イカツクラ護岸の西端で同護岸の海側の天端肩の標柱
8	防波堤基部で港外側の天端肩の標柱

点の標示

点の番号	点 の 位 置
------	---------

101	基点 1 から 185 度 40 メートルの点
102	基点 2 から 115 度 75 メートルの点
103	基点 4 から 210 度 50 メートルの点
104	基点 5 から 165 度 40 メートルの点
105	基点 5 から 130 度 35 メートルの点
106	基点 5 から 130 度 65 メートルの点
107	基点 5 から 160 度 120 メートルの点
108	基点 6 から 335 度 100 メートルの点
109	基点 7 から 310 度 70 メートルの点
110	基点 7 から 325 度 140 メートルの点
111	基点 8 から 90 度 80 メートルの点
112	基点 8 から 50 度 120 メートルの点
113	基点 8 から 30 度 180 メートルの点

114	基点 8 から 343 度 160 メートルの点
115	基点 8 から 325 度 100 メートルの点
116	基点 8 から 275 度 95 メートルの点
117	基点 8 から 130 度 135 メートルの点
118	基点 8 から 145 度 170 メートルの点
119	基点 7 から 220 度 95 メートルの点
120	基点 7 から 220 度 40 メートルの点
121	基点 6 から 290 度 70 メートルの点
122	基点 6 から 240 度 70 メートルの点
123	基点 6 から 175 度 45 メートルの点
124	字箱羅 21 の 24 番地の北西角の点
125	字箱羅 74 の 8 番地の南西角の点
126	字釜土 365 番地の南西角の点

127	字築地 83 の 12 番地の南西角の点
128	字築地 891 番地の北東角の点
129	字築地 891 番地の北西角の点
線の定義	
線の番号	線 の 定 義
イ	基点 6、点 124 間の海岸道路と字箱羅 21 の 36、同 21 の 35、同 21 の 24 の各番地との境界線
ロ	点 125、基点 3 間の海岸道路と字箱羅 74 の 8、同 74 の 50、同 74 の 49、同 74 の 40、同 74 の 38、同 828 の 3、同 828 の 2、同 828 の 1、同 828、字奥出 830、同 831、同 846 の 1、同 18 の 2、同 81 の 3、同 832 の 2、同 82 の 6、同 832 の 4、同 105 の 1、同 108 の 2、同 159 の 3、同 825、同 163 の 5、同 168、同 168 の 2、同 169 の 2、同 172 の 3、同 172 の 1、同 175 の 2、同 176 の 1、同 179、同 817、同 818、同 186 の 1、字里 188、同 190 の 3、同 194 の 7、同 194 の 2、同 195 の 2、同 209 の 11、同 209 の 9、同 209 の 8、同 209 の 13、同 209 の 5、同 912 の 1、同 912 の 2、同 912 の 3、同 911 の 6、同 911 の 5、同 911 の 4、同 911 の 3、同 911 の 2、同 911 の 1、同 909 の 4、同 909 の 3、同 909 の 1、字釜土 908 の 9、同 908 の 8、同 908 の 7、同 908 の 6、同 908 の 5、同 908 の 3 の各番地との境界線

点 126、同 127 間の海岸道路と字釜土 365、字築地 871 の 2、同 871 の 1、同 881、同 883、同 884 の 12 の各番地との境界線

三重県伊勢湾沿岸川越漁港漁岸

指定区域

基点 1、点 101、同 102、同 103、基点 2、点 104、同 105、同 106、同 107、基点 3、点 108、同 109、同 110、同 111、同 112、基点 1 を順次結んだ線によつて囲まれた区域ただし、河川区域を除く。

基点の標示

基点番号	基 点 の 位 置
1	大字竜崎新川の瀬田区域の境界で海岸堤防の海側の天端口の標柱
2	海岸堤防と貝井川導流堤との境界で海岸堤防の海側の天端口の標柱
3	海岸と貝井川導流堤との境界で海岸の海側の天端口の標柱
4	助波堤基部で港外側の天端口の標柱

点の標示

点の番号	点 の 位 置
------	---------

101	基点1から285度30メートルの点	指定区域
102	基点1から310度40メートルの点	基点1、点101、同102、同103、線イ、点106、同107、同108、同109、基点1を順次結んだ線によって囲まれた区域
103	基点2から340度30メートルの点	基点の標示
104	基点2から160度85メートルの点	基点の標示
105	基点4から100度50メートルの点	基点の標示
106	基点3から270度76メートルの点	基点の標示
107	基点3から340度30メートルの点	1 宇島取の漁港区域の境界の標柱
108	基点3から160度30メートルの点	2 北夷堤基部で港外側の天端11の標柱
109	基点3から213度50メートルの点	3 一般国道四号宇流田線の池の浦橋で宇島取に向つて左側の漁港寄り標柱の標柱
110	基点3から215度120メートルの点	点の標示
111	基点4から290度55メートルの点	基点の標示
112	基点1から170度25メートルの点	基点の標示
三重県熊野灘郡下松ノ漁港跡カサ		点の標示
104	基点103から140度110メートルの点	104 境界線との交点

105	基点2から194度110メートルの点	1 漁港区域の南側の境界線上でB海岸堤防の陸側の天端11の標柱
106	基点3から75度130メートルの点	2 漁港区域の北側の境界線上で磯ヶA海岸堤防の陸側の天端11の標柱
107	基点3から55度110メートルの点	3 漁港区域の北側の境界線上でC海岸堤防の陸側の天端11の標柱
108	基点2から225度130メートルの点	4 C海岸堤防の南端で同堤防の陸側の天端11の標柱
109	基点1から漁港区域の境界線上35メートルの点	点の標示
線の定義		点の標示
線の番号	線	点の位置
イ	点104、同105間の同有鉄道（参宮線）敷地の海側の境界線	101 基点1から漁港区域の境界線上で陸に向つて30メートルの点
三重県伊勢湾沿岸磯津漁港跡		102 基点1から340度30メートルの点
指定区域		103 基点2から漁港区域の境界線上で陸に向つて20メートルの点
基点1、点101、同102、同103、基点2、同3、点104、同105、同106、同107、同108、同109、同110、基点1を順次結んだ線によって囲まれた区域		104 基点3から漁港区域の境界延長線上で陸に向つて270メートルの点
基点の標示		105 基点4から85度260メートルの点
基点の標示		106 基点4から90度140メートルの点
基点の標示		107 基点4から170度65メートルの点

点の標示			
点の番号	点	の	位置
108	基点 4 から 200 度 60 メートルの点		
109	基点 4 から 235 度 100 メートルの点		
110	基点 1 から 漁港区域の境界線に、海に向つて 60 メートルの点		
三重県伊勢湾沿岸松漁港漁港防岸指定区域			
基点 1、点 101、同 102、同 103、同 104、同 105、同 106、基点 4、点 107、同 108、同 109、同 110、同 111、同 112、同 113、基点 1 を順次結んだ線によつて囲まれた区域			
基点の標示			
基点番号	基	点	の位置
1	字波ノ川の漁港区域の境界で漁港堤防の海側の天端目の標柱		
2	北勢砂堤堤基部で港内側の天端目の標柱		
3	南勢砂堤堤基部で港内側の天端目の標柱		
4	字波ノ川内の漁港区域の境界で漁港堤防の南側の天端目の標柱		
106	基点 4 から 310 度 30 メートルの点		
107	基点 4 から 130 度 50 メートルの点		
108	基点 3 から 185 度 70 メートルの点		
109	基点 3 から 105 度 72 メートルの点		
110	基点 3 から 70 度 35 メートルの点		
111	基点 2 から 190 度 60 メートルの点		

112	基点 2 から 75 度 95 メートルの点
113	基点 1 から 130 度 40 メートルの点

三重県伊勢湾沿岸鈴鹿漁港漁港防岸指定区域

基点 1、点 101、同 102、同 103、同 104、同 105、同 106、同 107、同 108、同 109、同 110、基点 7、点 111、同 112、同 113、同 114、基点 1 を順次結んだ線によつて囲まれた区域

基点の標示

基点番号	基 点 の 位 置
1	南長太町松の腰の漁港区域の境界で長太海岸堤防の海側の天端目の標柱
2	D 護岸の南端で港内側の天端目の標柱
3	長太海岸堤防と C 護岸との境界で長太海岸堤防の海側の天端目の標柱
4	けい船護岸と B 護岸との境界でけい船護岸の海側の天端目の標柱
5	B 護岸の南端で海側の天端目の標柱
6	南勢波堤基部で港内側の天端目の標柱
7	下笠田町字八木の漁港区域の境界で下笠田海岸堤防の海側の天端目の標柱

点の標示	
点の番号	点 の 位 置
101	基点 1 から 290 度 40 メートルの点
102	基点 3 から 20 度 40 メートルの点
103	基点 4 から 355 度 165 メートルの点
104	基点 4 から 235 度 55 メートルの点
105	基点 4 から 245 度 95 メートルの点
106	基点 5 から 205 度 65 メートルの点
107	基点 6 から 250 度 55 メートルの点
108	基点 6 から 210 度 180 メートルの点
109	基点 6 から 185 度 190 メートルの点
110	基点 7 から 300 度 40 メートルの点
111	基点 7 から 120 度 60 メートルの点

●三重県告示第五十一号

桑名市の一部における計量器定期検査を、計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百四十一条及び第四百四十二条の規定により次のように施行する

昭和三十五年二月五日

三重県知事 田 中 覚

計量器を差し出す日時、場所及び執行区域

検査区域

検査年月日

受付時間

検査場所

昭和三十五年三月七日

午前九時から午後三時まで

桑名市 成徳中学校

三月八日

"

桑名市 修徳小学校

三月九日

"

桑名市 精義小学校

三月十日

"

"

三月十四日

"

桑名市 立教小学校

坂下町、奥新田、大成町、東次上、播磨、第一東町、第二東町、曙町、上之輪、明道町、富前町、福島町、橋見町、伊勢大橋通、西上、橋見町一丁目、橋見町二丁目、橋見町三丁目、大橋通一丁目、立代町、参宮町、北浜町、蓮見町、歌町、歌元町、歌元町南、扇町第一、扇町第二、鉦町、新勢町、桑天地、修徳町、立坂町第二、山ノ手通、門前町、第二門前通、立坂町第一、立坂町第二、山陽町、東方堀江、東方城下町、東方、北別所、南魚町、西魚町、田町、北魚町、殿町、三崎通、風呂町、宮町、春日町、新宝殿町、宝殿町、清水町、東太一丸、太一丸、住吉町、相生町、上本町、北本町、本町、西船馬、東船馬、今北町、今中町、今片町、堤原、北寺町、南寺町、京橋町、新築、老松町、八間通、末広町、大中央町、赤須賀中、赤須賀西、赤須賀東、元赤須賀北、元赤須賀南、元赤須賀中、元赤須賀西、元赤須賀東、内堀北、内堀東、内堀南、内堀西、西伊賀町、東伊賀町、柳原、外堀北、外堀東、外堀南、外堀西、江口町、西伊賀町、片町、京町、吉津屋町、銀治町、紺屋町、入江町、宮通、職人町、油町、開勢町東、市場町西、市場町東、蜂子町北、蜂子町南、升天町北、升天町南、宮本町北、宮本町南、港町北、港町南、開勢町西

庁中事項

●叙任及び辞令

昭和三十五年一月四日

三重県技術吏員 藤田 宗吉

北勢災害復興事務局に兼ねて勤務を命ずる

昭和三十五年一月八日

三重県事務吏員 永野 克己

地方公務員法第二十八条第二項第一号に依り休職を命ずる

昭和三十五年一月九日

三重県公報第八千七百八十三号

昭和三十五年二月五日

(第三種郵便物認可)

桑名市 日進小学校
桑名市 益世小学校
桑名市 桑名市公民館
新町、萱町、伝馬町、東鍋屋町、西鍋屋町、東矢田町、新泉敷北、新泉敷西、新泉敷南、東新町、八幡町、東一色町、西一色町、矢場之町、御旗町、寺之町、中ノ町、北鍋屋町、摘穂、東相川町、相川町西、江場、江場中町、益生町、新矢田一丁目、馬道一丁目、馬道二丁目、馬道三丁目、栄町、西川原、上野一丁目、上野二丁目、新地北、新地中、新地南、八坂町、三和町、浅川通、西矢田町、福江町、日立社宅、新地宮町一丁目、若宮町二丁目、若葉社宅、江場松原、大福、八重垣町、新矢田、新矢田北、小野山西、小野山東、城山町、徳成町、千代田町、本願寺、川成町、立花町二丁目、中央町西、中央町第一、中央町第二、中央町第三、中央通、桑名本郷、歌西町、太夫、西方第一、西方第二、梅園通、沙見町、青葉町、松並町二丁目、桑陽町、東方元町、尾野山、尾野山南

上野耕地区事務所兼務を免ずる
同 同 三重県技術吏員 松尾 敏
伊勢耕地区事務所兼務を免ずる
同 同 三重県技術吏員 加藤 昇
津耕地区事務所兼務を免ずる
同 同 三重県技術吏員 森井 健一
桑名耕地区事務所に兼ねて勤務を命ずる
同 同 三重県技術吏員 田中 祥皓
同 同 三重県技術吏員 川合 敏

公 告

●審理公告

尾鷲市公立学校教員停職処分に対する第二回口頭審理
日時 昭和三十五年二月十六日(火曜) 午前十時
場所 津市丸之内 三重県立図書館
傍聴券は、審理当日午前九時四十分から審理室受付におい
て、先着二十名に限り交付します。

四日市耕地事務所に兼ねて勤務を命ずる
三重県技術吏員 加藤 昇
松阪耕地事務所に兼ねて勤務を命ずる
三重県技術吏員 森井 健一

昭和三十五年一月十一日

民生労働部労政課勤務を命ずる
三重県事務吏員 北村 俱也
共済福祉係長を命ずる

松阪労政事務所長を命ずる
三重県事務吏員 森川 光男
業務係長事務取扱を命ずる

津労政事務所勤務を命ずる
三重県事務吏員 岡 秋生
庶務係長を命ずる

松阪労政事務所勤務を命ずる
三重県事務吏員 小倉 繁雄
庶務係長を命ずる

三重県公立学校教員 三輪 滝男
三重県公立学校技術職員に任命する
県立大学勤務を命ずる

雑 報

●無縁墳墓の改葬について (衛生部薬事環境衛生課)
次の墳墓を改葬するので縁故者は、期日までに尾崎市へ届け
出るよう兵庫県から通知がありました。

- 記
- 一 墓 地 名 高田墓地
 - 二 墓地所在地 尾崎市高田字外野番外一
 - 三 届出期日 昭和三十五年二月十五日
 - 四 改 葬 先 弥生ヶ丘墓園
 - 五 改葬理由 墓園計画の実施
 - 六 連絡 先 尾崎市衛生局保健衛生課

購読料 一月二一〇円 六ヶ月一、二五〇円 一年二、五〇〇円

昭和三十五年二月五日印刷発行

津市栄町一丁目

三 重 県 庁